

事業内容

事業種目	1 生産・流通機械、設備の導入による受注生産支援対策	2 施設の整備による長寿命化支援対策
事業内容	実需者からの具体的なニーズに適切に対応できるよう、生産及び流通体制の整備に必要な機械・設備の導入を支援する。	老朽化した共同乾燥施設等の生産基盤について、低コストで長寿命化を図る機能保全対策への支援を行う。
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者ニーズに応じた米を、区別して効率的に生産するため、必要な機械及び設備（直播機、コンバイン、遠赤外線乾燥機、粃摺り機、選別機等） ・米の流通面での改善及び高付加価値化等に寄与する機械・設備（食味計、精米機、フレコン計量設備、荷造梱包機、貯蔵・保管設備等） <p>※特別栽培米に取り組む場合は、堆肥散布機、温湯種子消毒器、除草アタッチメント付き多目的田植機、疎植用田植機、ブームスプレーヤー等も対象とする。</p>	<p>共同乾燥施設等（ライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等）の保守作業とそれに基づく機能維持費用</p> <p>※ 自走式農業機械及び育苗ハウスの被覆交換は除く</p>
事業実施主体	<p>京都府内に主たる経営基盤をもつ次に掲げるもの</p> <p>① 3戸以上の農業者等で組織する団体、農業生産法人、② 農業協同組合、③ 認定農業者等</p> <p>ただし、認定農業者（個人及び1戸1法人）については、集落の80%以上の面積を耕作又はその受託を行う場合に限る</p>	
事業要件等	<p>1 事業実施主体が行う受益地区内の水稻生産について、次のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 概ね5ha以上の面積について作業受託（次に掲げる主要作業のうち1作業以上）する計画を有していること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><主要作業></p> <p>① 耕起又は代かき、② 移植又は直播、③ 本田防除、④ 収穫、⑤ 乾燥調製</p> <p>⑥ 選別・品質区分、⑦ 荷造り包装、⑧ 貯蔵・出荷</p> <p>※⑥～⑧について受託面積を求める場合は、受託数量と地域の合理的な単収から換算する</p> </div> <p>(2) 概ね5ha以上、土地の利用権設定し、水稻生産を行う計画を有すること。</p> <p>2 上記について、特別栽培米、酒米、加工用米、食味値を反映して販売する米等、実需者ニーズに対応した米生産とすること。</p> <p>3 3戸以上の農業者で組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織、運営並びに米の販売についての定めがあること。</p>	<p>10ha以上又は集落の水稻作付面積の80%以上を耕作又は受託する事業主体に対し、該当する機械設備について1回のみ助成</p>
補助率	<p>4/10以内</p> <p>(主な受益地区について、概ね全域の作業を担う実施主体、農地中間管理事業利用による農地集積を行う実施主体又はICT等の先進技術の導入を行う実施主体の場合は1/2以内)</p>	<p>1/4以内</p>